

■ 知っておきたい 75歳からの運転免許 正誤表

本書に記載の「運転経歴証明書」の申込みについて、誤りがございました。申込み先について、正しくは運転免許試験場、運転免許更新センターおよび警察署となります。

読者の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

頁・行	誤	正
31頁上から 15～17行目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「運転経歴証明書」の申込用紙は、警察署、交番、駐在所および自動車安全運転センター各都道府県事務所に備えられています。申込用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて郵便局から申し込むか、センター事務所の受付へ直接申込みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「運転経歴証明書」の交付申請は、運転免許試験場、運転免許更新センターおよび警察署で行います。 ■ 「運転経歴証明書」の交付申請に係る具体的な手続きについては、申請先にお問い合わせください。
144頁上から 2～7行目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有効期限内に運転免許を返納し、その日から5年以内であれば、申請により「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。 ■ 「運転経歴証明書」の申込用紙は、警察署、交番、駐在所および自動車安全運転センター各都道府県事務所に備えられています。 ■ 申込用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて最寄りの郵便局から申し込むか、センター事務所の受付等へ直接申込みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」に基づいて、安全運転の研修、運転経歴の証明および交通事故の証明の提供ならびにこれらに関する調査研究などを行うことにより、交通事故の防止と運転者の利便の増進に資するための組織として、昭和50年に国家公安委員会によって設立を認可された法人です。

【参考】

運転経歴証明書	公安委員会が発行するもので、運転免許を自主返納した人が希望することにより取得するもので、運転免許証と同様に身分証明として用いることができるもの
運転免許経歴証明書	自動車安全運転センターが発行するもので、過去に失効した免許、取消された免許又は現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明するもの